

(様式1)



山口市

報道資料

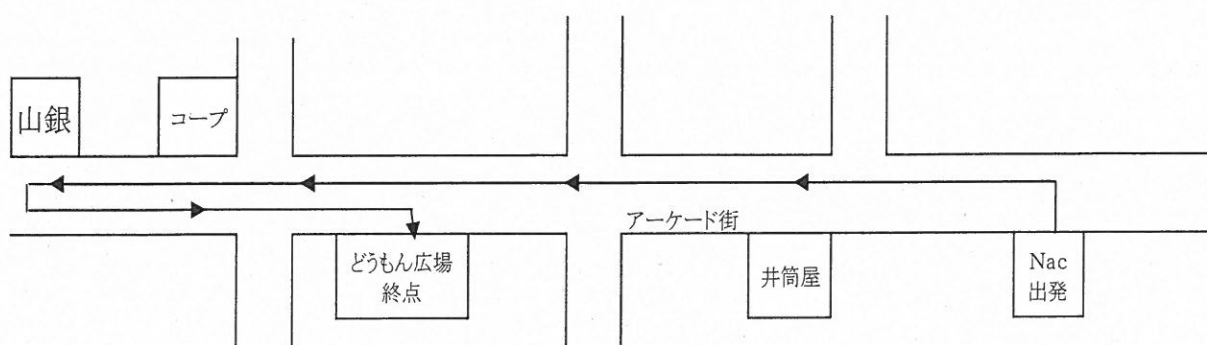
平成30年6月25日

1 件 名	社会を明るくする運動・青少年健全育成啓発パレード		
2 日 時	平成30年7月2日(月) 13:00～14:00		
3 場 所	式典：中市コミュニティホール(Nac) パレードコース：別紙1のとおり(雨天決行)		
4 内 容(目的・参加者など)	社会を明るくする運動・青少年健全育成啓発のため、関係者参加により式典及びパレードを行います。(雨天決行) 山口地域以外の市内各地域についても、社会を明るくする運動強調月間(7月1日から7月31日)に併せて、別紙2のとおり啓発イベントの開催を予定しています。 参加者：山口市長、山口警察署長、山口保護観察所長、 山口市教育長 関係団体代表者、関係者 約200名		
5 出席者	・第68回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～山口市推進委員会 ・山口市青少年健全育成市民会議		
6 問い合わせ	・健康福祉部地域福祉課地域福祉担当 083-934-2790 ・教育委員会社会教育課社会教育担当 083-934-2865		

社会を明るくする運動・青少年健全育成啓発パレード

- | | | |
|---|---------------|------------------|
| 1 | あいさつ | 山口市長 |
| 2 | 内閣総理大臣メッセージ伝達 | 山口保護観察所長 |
| 3 | 祝 辞 | 山口警察署長 |
| 4 | 委員紹介 | |
| 5 | パレードコース説明 | |
| 6 | 演 奏 | 山口市消防音楽隊 |
| 7 | パレード | |
| 8 | あいさつ | 山口市青少年健全育成市民会議会長 |

パレードコース



平成30年度啓発活動について

1 山口総合支所管内

7月2日（月）

- ・街頭啓発パレード 13:00～
（中心商店街アーケード街）

2 小郡総合支所管内

7月2日（月）

- ・街頭啓発 7:00～
（新山口駅南口及び南北自由通路、周防下郷駅、上郷駅、仁保津駅周辺）
- ・街頭啓発 9:00～
（アルク、ザ・ビッグ、ウエスタまるき各小郡店）

3 秋穂総合支所管内

6月30日（土）

- ・街頭啓発 9:00～
（サンマート秋穂店前）

4 阿知須総合支所管内

7月5日（木）

- ・街頭啓発 10:00～
（サンパークあじす、道の駅「きらら あじす」）

5 徳地総合支所管内

7月3日（火）

- ・青少年健全育成市民会議徳地支部 講演会 10:00～
（徳地山村開発センター大集会室）
- ・啓発式典 11:30～
（徳地山村開発センター大集会室）

6 阿東総合支所管内

7月20日（金）

- ・街頭啓発 9:30～
（道の駅「長門峡」、ほほえみの郷トイトイ周辺、Yショップ行雲店周辺）
- ・街頭啓発 11:00～
（丸久徳佐店前）

第 68 回 “社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

山 口 市 実 施 要 綱

第 68 回 “社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

1 名 称

第 68 回 “社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

2 強調月間

7 月を “社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～ 強調月間とします。

(平成 30 年 7 月 1 日から同月 31 日までの 1 か月間)

3 行動目標・重点事項

(1) 行動目標

- ① 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう
- ② 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

(2) 重点事項

犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、

「出所者等の事情を理解した上で雇用する企業を増やすこと」

「帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと」

「薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること」

「犯罪をした高齢者・障がい者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること」

「非行少年等が学びを継続できる環境を作ること」

を重点事項とする。

4 趣 旨

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また、罪を償い、改善更生を果たす場もまた地域社会にほかなりません。罪を犯した人も非行のある少年も、いずれは改善更生して社会に復帰し、地域社会の一員として、より良い社会の実現を担うことになります。犯罪や非行のない安全・安心な社会を築くには、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちの意欲を認め、地域社会の中に受け入れ、見守り、支えていくことが必要です。

近年、犯罪や非行が、安全や安心を脅かしているのではないかと地域の人々は心配し、重大な関心事となっています。刑法犯の認知件数は、平成 14 年をピークとして減少しつつあるものの、家族関係の問題等を背景とした事件が多くみられるなど、今後とも平穏な社会が続くか大いに心配されるところです。

このような状況のもと、犯罪や非行をめぐる問題が様々な方面で議論され、また高い関心を集めていることから、犯罪や非行のない地域社会をつくりあげていくことが、市民の願いであり急務でもあります。急激な社会の変化の中で、家庭や学校でのしつけが十分に行えなくなったこと、地域の人々のふれあいや親子の対話の不足等が、地域での人間関係を弱め、ひいては犯罪や非行を防止しようとする地域の力をなくしてきていることなどがあるといえます。

そこで、関係機関や団体、地域住民相互が連帯を強め、地域の犯罪や非行を抑止する力を取り

戻すためには、より地域に根ざした、誰もが幅広く参加できる「地域との連帯」、「協働した活動の推進」に取り組み、犯罪や非行のない地域社会をつくるための効果的な活動を活発に展開するとともに、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えていくため、本運動に対する地域の人々の理解と参加を求めているとするものです。

5 組織・任務

(1) 組織

山口市推進委員会は、山口市、山口市教育委員会、山口家庭裁判所、山口少年鑑別所、山口労働基準監督署、山口保護観察所、山口警察署、山口南警察署、山口県中央児童相談所の各機関並びに山口保護区保護司会、山口BBS会、更生保護法人山口更生保護会、更生保護女性会、山口地区協力雇用主会、山口教誨師会、山口篤志面接委員協議会、山口人権擁護委員協議会、山口市社会福祉協議会、山口市自治会連合会、山口市連合婦人会、山口市子ども会育成連絡協議会、山口防府地区高等学校生徒指導連絡協議会、山口市民生委員児童委員協議会、山口市青少年健全育成市民会議、山口市小学校長会、山口市中学校長会、山口青年会議所、山口市PTA連合会、山口市スカウト協議会、山口市ガールスカウト育成協議会、「小さな親切」運動山口支部の各団体の代表者等で組織します。

推進委員会の事務を処理するため、事務局を山口市役所地域福祉課内に置きます。

(2) 任務

この運動の趣旨が地域全般に浸透できるよう、関係機関・団体が積極的に参加協力する体制をつくり地域内での本運動の企画、実施、調整にあたります。

また、山口県推進委員会に対する協力及び連絡にあたります。

6 運動の具体的内容

この運動の行動目標や重点事項が達成できるよう、関係機関・団体はそれぞれの下部機関・団体等の組織に対し、この運動への積極的な参加、協力を呼びかけ、効果的な運動の展開を図るものとします。

なお、本運動が強調月間中の運動に終わることなく、これを契機に年間を通じた地域活動として定着できるよう配慮します。

- (1) この運動の趣旨を広く市民にアピールするため、啓発パレード及び街頭啓発活動を実施します。
- (2) 少年の非行防止及び更生保護のため、地域の組織化された活動を推進します。
- (3) 少年の非行防止及び更生保護について、地域住民の連帯を促進するため、住民集会等を開催します。また、その状況が報道されるよう、各報道機関に対し働きかけます。
- (4) 学校、PTA、その他教育機関・団体により、学生・生徒の非行防止及び更生保護についての協議等を行います。
- (5) 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「薬物乱用防止啓発指導強化月間」等、同時期に実施される他の少年非行防止運動に関する機関・団体と緊密な連携を図り、この運動を円滑に実施します。
- (6) 勤労青少年の非行防止及び更生保護について、事業主の理解を深め、協力を得るための事業を実施します。
- (7) 少年の非行防止、更生保護及びその他少年問題に関する相談所を開設します。
- (8) 青少年の地域における共同意識の発揚を図るため、少年の非行防止及び更生保護に関する機関、協力民間団体の内容と活動について周知を図ります。
- (9) テレビ、ラジオ、有線放送、新聞、雑誌及び官公署、団体等の発行する広報誌等により、この運動に関する周知を図ります。
- (10) この運動の趣旨の理解を図るため、ポスター、のぼり旗、ちらし、パンフレット、リーフレット、懸垂幕等による広報を行います。
- (11) 推進委員会を構成する機関・団体の行う行事・活動に、この運動の趣旨、活動等を盛り込みます。
- (12) 矯正施設の作業製品展示会及び矯正展を開催します。
- (13) この運動に協力し、功労のある民間協力者について顕彰します。
- (14) 地域行事等において、うちわ等啓発資材を配布し周知を図ります。